

## 平成30年第2回国立大学法人旭川医科大学経営協議会議事要旨

1. 日 時 : 平成30年6月28日(木) 15:01～16:23
2. 場 所 : 第二会議室
3. 出席者 : 吉田 晃敏学長, 井上 久志理事, 平田 哲副学長, 表 憲章委員,  
房川 樹芳委員, 宮間 利一委員
4. 欠席者 : 松野 丈夫理事, 原田 直彦委員, 宮本 光明委員
5. 陪席者 : 鈴木 義幸監事, 太田 貢学長政策推進室長, 坂口事務局長, 土岐総務部長,  
小林総務課長, 近田企画広報評価課長, 松井研究支援課長, 山口会計課長,  
押田施設課長, 沼舘医療支援課長, 鶴澤図書館情報課長

議事に先立ち、学長から、平成30年第1回(平成30年3月26日開催)経営協議会の議事要旨が諮られ、これが了承された。

### 議 題

#### 1. 職員給与規程等の一部改正について

##### (1) 手術部看護業務手当の額の変更について

本件について、学長から発議の後、小林総務課長から資料1-1～2に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、適用日は平成30年6月1日とする旨学長から付言があった。

##### (2) 夜間看護業務手当の額の変更について

本件について、学長から発議の後、小林総務課長から資料1-3～5に基づき説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、適用日は平成30年4月1日とする旨学長から付言があった。

#### 2. 平成29事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について

本件について、学長から発議の後、近田企画広報評価課長から資料2に基づき、平成29事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)についての説明があり、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、本報告書は、6月29日の13時までに、国立大学法人評価委員会へ提出することとなっていること及び評価結果については、10月下旬には、通知・公表される予定である旨学長から付言があった。

#### 3. 平成29事業年度決算について

本件について、学長から発議の後、山口会計課長から、資料3-1～2に基づき、①貸借対照表②損益計算書③決算報告書④財務指標について説明があった後、審議の結果、原案のとおり了承された。

#### 4. 平成31年度概算要求について

本件について、学長から発議の後、山口会計課長及び押田施設課長から資料4-1～2に基づき、次のとおり説明があった。

- ① 機能強化促進分として、資料4-1 1～2頁のとおり要求すること。  
設備整備分として、教育設備4件、研究設備3件、医療機械設備6件、病院特別医療機械設備（長期借入金対象）28件、その他設備2件を要求候補としていること
- ② 施設整備事業分として、「教育研究推進センター改修（動物実験施設）」（30-31年度国債事業の2年目分）、「福利施設改修」、「学部系の共同溝内の蒸気配管の更新」、「病棟の無停電電源設備等の更新」及び「中央機械室の改修」の5件を要求すること。
- ③ 営繕事業関係では、手術部自動搬送設備改修他を要求すること。

その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、機能強化を達成することは本学に課された使命でもあるので、今後も大学が一丸となって取り組んでいく旨学長から付言があった。

大学全体の要求順位や要求事項については、学長に一任することが併せて了承された。

#### 報告事項

##### 1. 学長報告

学長から、次のとおり報告があった。

##### (1) 診療特別手当等について

「診療従事等教員特別手当」及び「診療特別手当」は、「本学の財政事情を考慮の上、支給の都度、学長が定める」こととなっていること。

ボーナスの支給対象になっていない医員及び研修医に対しては、6月期の「診療特別手当」の支給割合を50%とすること。

なお、助教以上の教員に対しては、「診療従事等教員特別手当」を支給しないこととすること。

##### (2) 寄附金、受託研究、共同研究の受入れについて

平成30年3月～5月分の寄附金受入状況については、資料6-1のとおりであること。

また、平成29年度に受入れを決定した受託研究及び共同研究については、資料6-2～3のとおりであること。

##### (3) 平成30年度 予算執行状況（4月分）について

山口会計課長から、資料7-1～2に基づき、平成30年度4月分予算執行額及び平成30年度資金繰りについて説明があった。

#### (4) エネルギー使用量（第4四半期分）について

押田施設課長から、資料8に基づき、平成29年度第4四半期分の病院を含めた全学のエネルギー使用量及び使用料金についての説明があった。

#### (5) 診療報酬の返還処理について

沼館医療支援課長から、資料9に基づき、リハビリテーション料の算定についての北海道厚生局の個別指導を受け、診療報酬の自主返還を行うこととなったことについて説明があった。

#### (6) 病院長の選考について

学長から、資料10に基づき、平田病院長から一身上の都合により平成30年6月30日をもって、病院長を辞任したいとの申し出があり、後任の病院長予定者を古川 博之教授に決定した旨の報告があった。

## 2. その他

学長から、次回の経営協議会は、日程調整の上開催する予定である旨の報告があった。